

習志野市環境保全条例施行規則 別表第4 規制基準（騒音・振動抜粋）

3 騒音に係る規制基準

第1欄に掲げる区域の区分ごとに、第2欄、第3欄、及び第4欄に掲げる時間区分ごとの騒音レベルとする。

区域	時間	昼間	朝・夕	夜間
		午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域（第1特別地域を除く。） 第2特別地域		65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域 工業地域（第2特別地域を除く。） 工業専用区域		70デシベル	65デシベル	55デシベル
その他の区域		55デシベル	50デシベル	45デシベル

備考

- 1 基準値は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第2項に基づいたものである。
- 2 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間日本工業規格Z8731に定める音圧レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が、周期的に又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が、おおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が、不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が、周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 この表に使用する用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
 - (2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用区域（以下「第1種低層住居専用地域等」という。）とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。
 - (3) その他の区域とは、第1種低層住居専用地域等以外の地域をいう。
 - (4) 第1特別地域とは、準工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する地域であり、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
 - (5) 第2特別地域とは、工業地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 6 第1種区域を除く他の区域に所在する学校、指定施設又は病院等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における音量は、前記表に掲げる値から5デシベルを減じたものとする。

4 振動に係る規制基準

左欄に掲げた区域の区分ごとに、中欄及び右欄の時間区分ごとの振動レベルとする。

区域	時間	昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域		60デシベル	55デシベル
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地 域、工業地域、工業専用地域		65デシベル	60デシベル
その他の区域 市街化調整区域		60デシベル	55デシベル

備考

- 1 基準値は、振動規制法(昭和51年法律第64号)第4条第2項に基づいたものである。
- 2 第1種区域、第2種区域及びその他の区域に所在する学校、指定施設又は病院等の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準は、表に掲げるそれぞれの基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
- 3 市街化調整区域並びに第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項並びに第8条第1項第1号の規定により定められた区域並びに地域をいう。
- 4 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位とする。
- 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベルを用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 6 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差(デシベル)	3	4	5	6	7	8	9
補正值(デシベル)	3	2			1		

7 振動加速度レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の値とする。